

社会保障制度について

今回の概要

4月18日水曜日に以下の内容で施設利用者対象に講演を行いました。

- 1.介護保険利用について
居宅介護支援センター 田川ヒデ子
- 2.外来診療費について
医事課 末岡浩一

介護保険利用について

・介護保険は、40歳以上の方が受けることができる制度です。但し、65歳未満の方は、国の定める疾患である方が対象です。

・サービスを受けるには、お近くの支援事業所に申し込む必要があります。流れとしては、
申請→認定調査→判定→通知（約1ヶ月）となります。

・申請結果で、自立・要支援（2段階）・要介護（5段階）に分かれ、自立判定が出た場合、サービスは受けられません。なお、要支援の場合、介護予防となり地域包括センターが拠点となります。

- ・利用できるサービス
（通所）デイケア、デイサービス
（訪問）訪問介護、訪問看護、訪問入浴サービス、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

外来診療費について

・初診料は、病気や怪我で初めて診察を受けたときにかかるものですが、一度治癒したり、治療中でも個人の都合により3ヶ月以上診療なしの場合は再度初診料がかかります。なお、再診料も含め診察を受ける時間帯により料金が変わります。

・医学管理料は、生活上のごし方の指導や説明であり、1月に1～2回までとなっているため、同じ診療を受けても料金が変わるときがあります。

・注射の中で痛みを止めるための局部に行うものは、麻酔料扱いになります。

・リハビリテーションは、運動器（骨格等）や脳血管（脳卒中等）、治療時間等で料金が異なります。なお、首や腰の牽引や電気治療（物療）を行った場合、処置料となります。

・内視鏡を使用した検査は、胃や大腸など部位により料金がお子になります。なお、ポリープの切除や止血を行った場合には、手術の扱いになります。

高額療養費について

保険制度が18年10月と19年4月に一部変更になりました。

昨年10月、各負担金と高額療養費の変更

- ・高齢者の内現役並みの所得者は、自己負担が2割負担→3割負担に変更。
- ・食費1食260円→1食460円+居住費320円に変更。
（一般・上位所得者）
- ・高額療養費が、一般で80,100+医療費の1%。高齢者で44,400円に引き上げられました。

今年4月、限度額適応認定証の交付開始

- ・70歳未満の方が対象。
- ・今までは、支払った後に手続きが必要であったが、先に申請ができること